

公立大学法人富山県立大学監事監査規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）

第 13 条第 4 項から第 6 項まで及び第 9 項、法第 13 条の 2 及び第 15 条の 3 の規定に基づき、監事が行う公立大学法人富山県立大学（以下「本法人」という。）の監査、調査、意見の提出及び報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第 2 条 監査は、本法人の業務運営及び会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の区分)

第 3 条 監査は、業務監査及び会計監査とする。

(監査の対象)

第 4 条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類及び方法)

第 5 条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

2 監査の方法は、書面監査及び実地監査とする。

3 定期監査のうち、業務監査は毎事業年度 1 回行い、会計監査は各事業年度の決算終了後、速やかに行う。

4 臨時監査は、監事が必要と認めたとときに行う。

(監査の事務補助)

第6条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、その職員に監査の事務を補助させることができる。

2 監査の補助を行う職員は、監査の実施に当たり、監事の指揮に従うものとする。

3 監査の補助を行う職員の監査に係る業務評価は、監事から提出された監査結果報告書等を参考にするものとする。

4 監査の補助を行う職員に対し監査業務に係る懲戒処分を行う場合は、公立大学法人富山県立大学教職員の懲戒等手続に関する規程の懲戒等審査委員会による参考人の意見聴取として監事の意見を聴くものとする。

(監査計画)

第7条 監事は、毎事業年度の当初に、次に掲げる事項を記した監査計画書を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、第5条第1項の臨時監査については、この限りでない。

(1) 監査期日

(2) 監査対象

(3) 監査の方法

(4) その他監査の実施に関し必要な事項

(理事会等への出席)

第8条 監事は、理事会その他法人の管理運営に係る重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(監事による調査等)

第9条 監事は、いつでも、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監事は、法人の意思決定に係る文書を閲覧することができる。

3 役員及び職員は、本法人に係る、法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類、公立大学法人富山県立大学の業運営並びに財務及び会計に関する規則（以下、「規則」という。）第2条第5項で定める書類を富山県知事に提出しようとするときは、当該書類について、監事の調査を受けなければならない。

4 役員及び職員は、監事（監査に関する事務を補助する職員を含む。）が行う監査及び調査に協力しなければならない。

（監査結果報告書等）

第10条 監事は、監査結果に基づき、規則で定めるところにより、監査報告を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、監査結果に基づき、正当な理由がない限り、是正又は改善措置を講じなければならない。

3 監事は、理事長に対して、監査結果報告書に関する措置状況等について報告を求めることができる。

4 理事長は、前項の規定による措置状況等について文書により監事に報告しなければならない。

（富山県知事への報告等）

第11条 監事は、法第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき、富山県知事に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

（事故又は異例事項の報告等）

第12条 役員及び職員は次の各号に該当する事項がある場合、直ちに、当該事実を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

（1）業務上の事故若しくは異例の事態

(2) 本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(3) 役員又は職員の不正及び違反行為

2 内部通報、外部通報を受理した場合には、通報窓口責任者は、当該事実を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。